

障害者差別解消の推進に係る区の実施について

1 周知・啓発活動

(1) 区職員に対する研修の実施（毎年）

- ・令和2年度入区職員に対する研修

「障害と障害者への理解」令和2年10月実施（受講者123人）

(2) 関係団体、機関、区内企業、区民に対する周知・啓発

1) 対人業務に従事する職員及び障害当事者を主な対象としている印刷物

- ・「障害者差別のないまちは誰もが暮らしやすいまち」パンフレット
- ・「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」チラシ

2) 一般区民等様々な年代を主な対象としている印刷物

- ・かるた「文京区すけだちくんかるた」、解説書（幼児・児童施設用）
- ・点字付クリアファイル（区立学校生徒・教員用、イベント用）
- ・カレンダー「文京区すけだちくんカレンダー」（施設窓口用）
- ・心のバリアフリーハンドブック 第3改訂版（全年齢対象）

3) 令和元年度作成時の変更箇所

パンフレット…表紙に補助犬イラスト、本文中に都条例の説明を追加
ハンドブック…補助犬・コミュニケーション・精神障害の項目を増量

4) 令和2年度の配布実績

継続・再周知：庁内、区立学校（小学校・中学校・幼稚園）、区内乳幼児・児童施設（保育園・児童館・育成室、保育施設、学校等）、福祉事業所、公益・集会施設（会館、運動施設、ミュージアム等）、委員（自立支援協議会・区議・民児協等）、障害福祉イベント、研修・講演会 等
新規追加：公的機関（都営・メトロ各駅、バス、警察・消防・税務署等）
令和3年度予定：区内民間業者等（商業施設、不動産・タクシー会社）

5) 今後の取組予定

パンフレットを一部修正して増刷予定

（相談窓口に東京都障害者権利擁護センター広域支援相談員の欄追加）

2 環境の整備（平成29年度以降）

（1）区役所内のコミュニケーション支援

- ・手話ができる職員の配置

（配置先）障害福祉課、障害者就労支援センター、障害者基幹相談支援センター

- ・コミュニケーション支援アプリを登載したタブレットの導入
（区主催の会議・講演等）

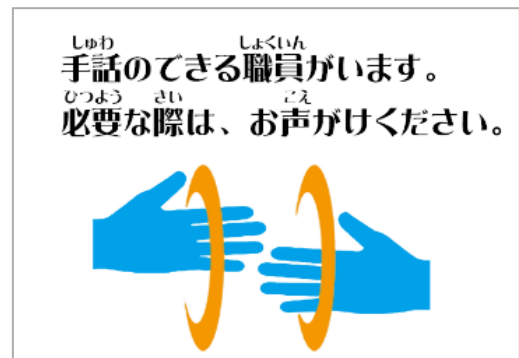
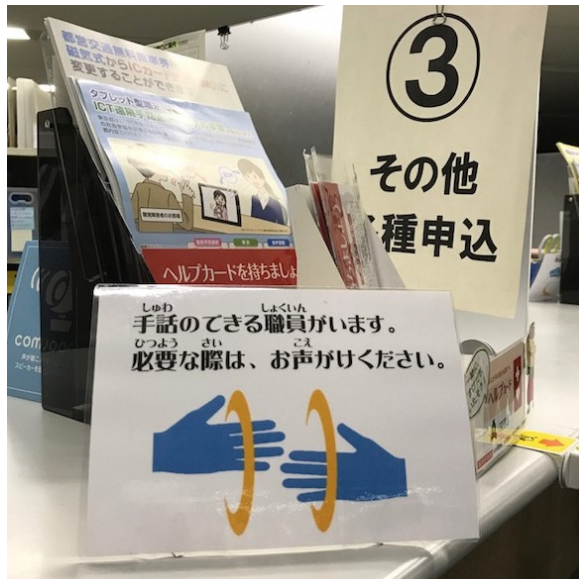
- ・筆談ボード・拡大鏡・杖ホルダーを各課・出先機関等へ配付

（2）点字プリンターの設置（区が作成した文書等）

（3）移動型磁気ループの設置（区主催の会議・講演会等）

(参考)

窓口に案内を表示（筆談ボード・手話）



※職員が在席している間のみ掲示

磁気ループの使用例

